

## 長期学外研究員選考部会規程

### (設 置)

第1条 予算委員会に、学長特別教員研究費のうち、長期学外研究員（愛知県立大学学外研究員規程第2条で定める学外研究員のうち、学外研究期間が長期にわたる者）の選考に関することを審議するため、長期学外研究員選考部会（以下「部会」という。）を置く。

### (組 織)

第2条 部会は、予算委員会委員8名で組織する。

2 前項で定める者のほか、部会が必要と認める場合は、委員以外の者を部会に出席させ、その意見を述べさせることができる。

ただし、議決に加えることはできない。

### (任 期)

第3条 委員の任期は、原則として1年とする。

2 委員に欠員が生じたときは、その都度補充するものとし、補充による委員の任期は前任者の残任期間とする。

### (部会長)

第4条 部会に部会長を置く。

2 部会長は、原則、委員の互選とする。

### (開 催)

第5条 部会長は、学長から意見を求められたときは、部会を召集しなければならない。

2 部会長は、部会を召集したときは、その議長となり、部会の業務を掌理する。

3 部会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

4 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名した委員が議長となる。

### (選 考)

第6条 部会は、選考をするにあたっては、特定の学部に偏らないよう留意するものとする。

2 委員の申請について審査する場合、当該委員は出席できない。

3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 部会長は、選考結果を予算委員会に報告する。

### (学長の責務)

第7条 学長は、予算委員会の意見と異なった決定をする場合は、その経過報告を予算委員会にしなければならない。

### 附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成23年6月28日から施行し、平成23年4月1日から適用する。